

議案第16号

さぬき市市民憲章の制定について

さぬき市市民憲章を次のとおり制定することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市市民憲章

わたしたちさぬき市民は、多島美を誇る瀬戸内海沿岸部と讃岐山脈のすそ野に広がる田園地帯などの美しい自然や伝統文化を守り、笑顔があふれるまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

めざそう	だれもがいきいきと暮らせるまちを
まもろう	安全で安心な住みよいまちを
ひろげよう	健全な心身と思いやりを
きずこう	清潔で環境にやさしいまちを
もりあげよう	みんなが協働して新しいまちづくりを

議案第17号

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例の制定について

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の規定に基づき、市が行う地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業（同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。）を行う事業所により行われる当該第1号事業を除く。）の実施に伴う利用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき定める手数料をいう。以下「利用料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 利用料の徴収の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、介護予防普及啓発事業として実施する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を開催する事業とする。

(利用料)

第3条 対象事業を利用した場合に徴収する利用料の額は、1回につき300円とする。ただし、当該対象事業の開催時間が4時間に満たない場合の利用料は、1回につき200円とする。

2 利用料は、対象事業の利用者から、当該対象事業を利用したときに徴収する。

(利用料の免除)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市簡易水道事業をさぬき市水道事業に統合することに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

さぬき市簡易水道事業をさぬき市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備
に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市簡易水道事業をさぬき市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市特別会計条例の一部改正)

第1条 さぬき市特別会計条例(平成14年さぬき市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(さぬき市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市水道事業の設置等に関する条例(平成14年さぬき市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「5万4,790人」を「4万9,700人」に改め、同条第4項中「2万7,700立方メートル」を「2万1,600立方メートル」に改める。

別表(5)中「(前山地区)※大石、※星越、※中津、来栖の一部」を「(前山地区)※大石、※星越、※中津、※来栖」に改める。

別表(6)の次に次のように加える。

(7) 旧簡易水道の区域

(前山地区)

※譲波、※大多和、※葛野

(多和地区)

※相草、※額北、※額東西、※助光、※東谷、※経座、※力石、※中山上、
※中山下、※槇川、※兼割、※菅谷

(三木町奥山地区)

※中山

(さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第3条 さぬき市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成24年さぬき市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第2号」を「第1号」

に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「簡易水道又は」及び「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中」を削り、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の廃止)

第4条 さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例(平成14年さぬき市条例第193号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(さぬき市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 さぬき市簡易水道事業特別会計は、平成28年度決算をもってこれを廃止するものとし、同特別会計決算の結果、剰余金又は不足金を生じたときは、さぬき市水道事業予算へ繰り入れ、又は同水道事業会計予算より繰り出し、同特別会計決算を結了するものとする。

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前のさぬき市特別会計条例の規定によるさぬき市簡易水道事業特別会計(以下「改正前の特別会計」という。)において平成28年度以前に生じた債権、債務及びさぬき市簡易水道事業が取得した資産は、さぬき市水道事業会計に引き継ぐものとする。

4 さぬき市簡易水道事業特別会計の平成28年度決算審査は、改正前の特別会計において行うものとする。

(さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第4条の規定による廃止前のさぬき市簡易水道の設置及び給水に関する条例の規定に基づき行われた処分、手続その他の行為は、さぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第19号

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 さぬき市個人情報保護条例(平成17年さぬき市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第34条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第35条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年さぬき市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第2の14の項中「(昭和40年法律第141号)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条中さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の14の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第20号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表指定管理者選定審議会の委員の項の次に次のように加える。

指定管理者評価委員会の委員	日額 8,000円
---------------	-----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第21号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第54条に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 さぬき市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の

税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」を

「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」に改め、同号

イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる

軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44

4条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中さぬき市税条例第54条に1項を加える改正規定及び附則第7条の3の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中さぬき市税条例附則第16条の改正規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 第2条の規定による改正後のさぬき市条例（以下「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第5条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の

年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第22号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表さぬき市立神前小学校の項を次のように改める。

さぬき市立寒川小学校	さぬき市寒川町石田西812番地1
------------	------------------

別表小学校の表さぬき市立石田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第23号

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項及び第9項を削る。

第4条中「次条に規定する額」を「受給対象児に係る一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）」に改め、同条ただし書を削る。

第5条を次のように改める。

（所得状況の確認）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の同意を得て、対象者の課税及び扶養の状況を調査するものとする。

- (1) 対象者に保険給付が行われる場合の高額療養費算定基準額の確認を行うとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

第6条第1項中「第4条本文」を「第4条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市と契約した病院、診療所、薬局その他医療行為を行う者（以下「医療機関等」という。）で診療を受けた対象者に係る保険給付の一部負担金等の支給については、医療機関等の請求によって支払うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第24号

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(ひとり親家庭等医療費の支給)」に改め、同条第1項中「から次の各号に掲げる額を控除して得た額（以下「支給対象額」という。）」を削り、同項各号を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の申請は、受給資格者が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して、5年以内に行うものとする。

第7条の見出しを「(損害賠償との調整)」に改める。

第8条の見出しを「(ひとり親家庭等医療費の返還)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第25号

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（重度心身障害者等医療費の支給）」に改め、同条第1項中「から次の各号に掲げる額を控除して得た額（以下「支給対象額」という。）」を削り、同項各号を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、市と契約した病院、診療所、薬局その他医療行為を行う者（以下「医療機関等」という。）で診療を受けた対象者に係る保険給付の一部負担金等の支給については、医療機関等の請求によって支払うものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の申請は、受給対象者が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して、5年以内に行うものとする。

第8条の見出しを「（損害賠償との調整）」に改める。

第9条の見出しを「（重度心身障害者等医療費の返還）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第26号

さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正について

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を改正する条例

さぬき市健康生きがい施設条例（平成22年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表小会議室の項及び研修室の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。